

平成29年度人事行政の運営等の状況

草加八潮消防組合 草加八潮消防局総務課

地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政運営における公平性及び透明性を高めるために、草加八潮消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成29年度の人事行政の運営状況を公表します。

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1～2
(1)	職員の採用の状況	
(2)	再任用の状況	
(3)	所属別職員構成の状況	
(4)	年齢別職員構成の状況	
(5)	職員の退職の状況	
2	職員の人事評価の状況	3
3	職員の給与の状況	3～5
(1)	人件費の状況	
(2)	職員の給与費の状況	
(3)	職員の平均年齢、平均給料月額等の状況	
(4)	職員の初任給の状況	
(5)	級別職員数の状況	
(6)	職員の手当の状況	
(7)	特別職の報酬の状況	
4	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	5～6
(1)	勤務時間の概要	
(2)	時間外勤務の状況	
(3)	休暇制度の概要・種類	
(4)	年次有給休暇の取得状況	
(5)	育児休業等の取得状況	
5	職員の分限及び懲戒処分の状況	6
(1)	分限処分の状況	
(2)	懲戒処分の状況	
6	職員のサービスの状況	7
(1)	職員の守るべき義務の概要	
(2)	職務専念義務免除の状況	
(3)	営利企業等従事許可の状況	
7	職員の研修の状況	7
8	職員の福祉及び利益の保護の状況	8
(1)	福利厚生制度の概要	
(2)	福利厚生制度に係る負担状況	
(3)	公務災害等の発生状況	

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（平成29年4月1日付け採用）

職 種	人 数
消 防 士	8人 (0人)

※（ ）内は、女性職員の内数

(2) 再任用の状況

「再任用職員」とは、高齢者雇用の推進等のため、定年退職者等のうち改めて採用される職員で、地方公務員法第28条の4の規定により採用される常時勤務職員及び同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員です。

職 種	採用者数	任期満了	途中退職
	(平成29年4月1日付け)	(平成30年3月31日付け)	(平成29年度)
常時勤務(フルタイム)再任用	2人 (0人)	1人 (0人)	0人 (0人)
短時間勤務再任用	1人 (0人)	1人 (0人)	0人 (0人)

※（ ）内は、女性職員の内数

(3) 所属別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）

所 属	職 員 数
	平成29年度
草加八潮消防局	63人 (8人)
消防局長	1人 (0人)
理事	1人 (0人)
次長	2人 (0人)
総轄担当	3人 (0人)
総務課	16人 (3人)
予防課	16人 (3人)
警防課	7人 (2人)
情報指令課	17人 (0人)
草加消防署	192人 (9人)
消防署長	1人 (0人)
管理課	5人 (0人)
消防第1課	30人 (1人)
消防第2課	30人 (1人)
西分署	37人 (3人)
青柳分署	33人 (2人)
北分署	33人 (2人)
谷塚ステーション	23人 (0人)
八潮消防署	76人 (4人)
消防署長	1人 (0人)
管理課	3人 (0人)
消防第1課	36人 (2人)
消防第2課	36人 (2人)
合 計	331人 (21人)

※次長兼務者除く。

※（ ）内は、女性職員の内数

※構成市からの派遣職員、再任用短時間勤務職員及び臨時職員を除きます。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）

年 齢	職 員 数
20歳未満	10人（0人）
20歳以上30歳未満	93人（2人）
30歳以上40歳未満	109人（18人）
40歳以上50歳未満	69人（1人）
50歳以上60歳未満	48人（0人）
60歳以上	2人（0人）
合 計	331人（21人）

※（ ）内は、女性職員の内数

※構成市からの派遣職員、再任用短時間勤務職員及び臨時職員を除きます。

(5) 職員の退職の状況（平成29年度）

	人 数
定年退職	2人（0人）
勸奨退職	2人（0人）
自己都合退職	2人（0人）
その他（死亡・免職・失職）	1人（0人）
合 計	7人（0人）

※（ ）内は、女性職員の内数

2 職員の人事評価の状況

平成28年4月1日から草加市・八潮市における消防事務の共同処理を開始（消防広域化）したことにより、草加八潮消防組合として新たな制度を構築しているところです。実態に即した制度となるよう事務を進めています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成29年度決算）

管内住民基本台帳人口 （平成30年4月1日現在）	337,451人
歳出額（A）	3,625,077千円
人件費（B）	2,799,616千円
人件費率（B÷A）	77.2%

※人件費には、構成市からの派遣職員給与等負担金、再任用職員給与、臨時職員賃金及び共済組合負担金等を含みます。

(2) 職員の給与費の状況（平成29年度決算）

職員数(A)	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計(B)	1人当たり給与費(B÷A)
331人	1,180,032千円	394,062千円	487,045千円	2,061,139千円	6,227千円

※構成市からの派遣職員、再任用短時間勤務職員及び臨時職員を除きます。

※職員手当には、退職手当を含みません。

※期末・勤勉手当とは、民間企業における賞与に相当するものです。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況（平成29年4月1日現在）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
36.4歳	297,606円	384,888円

※構成市からの派遣職員、再任用短時間勤務職員及び臨時職員を除きます。

※平均給料月額とは、職員の基本給の平均のことです。

※平均給与月額とは、給料月額と諸手当（ここでは期末・勤勉手当及び退職手当を含みません。）を合計したものです。

(4) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	195,500円	180,000円	166,000円

(5) 級別職員数の状況（平成29年4月1日現在）

区分	標準的な職名	階級	職員数	構成比	平均給料月額
1級	主事	消防副士長 消防士	55人	16.8%	192,080円
2級	主事	消防士長 消防副士長	62人	18.9%	233,097円
3級	主任	消防士長	99人	30.2%	303,018円
4級	係長・主査	消防司令補	57人	17.4%	354,591円
5級	課長補佐・主幹	消防司令	34人	10.4%	389,121円
6級	課長・分署長・副参事等	消防司令長	18人	5.5%	410,839円
7級	次長・消防署長	消防監	4人	1.2%	432,175円
8級	消防局長・理事	消防正監 消防監	2人	0.6%	463,500円

※構成市からの派遣職員、再任用短時間勤務職員及び臨時職員を除きます。

(6) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（平成29年度決算額）

	期末手当	勤勉手当
支給割合	2.6月	1.8月
支給実績	292,766千円	194,514千円
支給職員1人当たり平均支給年度額	884千円	587千円
職制上の段階、職務の級等による加算措置	役職加算：5～20%	

イ 退職手当の状況

区 分	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.44500月分	25.55625月分
勤続25年	29.14500月分	34.58250月分
勤続35年	41.32500月分	49.59000月分
最高限度額	49.59000月分	49.50000月分
1人当たり平均支給額	733千円	20,685千円

※草加八潮消防組合は、埼玉縣市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給割合は同組合の支給条例に基づくものです。

※1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成29年度決算額）

支給率	6%
支給実績	73,717千円
支給職員1人当たり平均支給年度額	222千円

エ 時間外勤務手当（平成29年度決算額）

支給実績	76,796千円
支給職員1人当たり平均支給年度額	313千円

オ 特殊勤務手当（平成29年度決算額）

支給実績	16,230千円
支給職員1人当たり平均支給年度額	62千円

カ その他の手当（平成29年度決算額）

手当名称	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年度額
扶養手当	46,876千円	241千円
住居手当	34,301千円	107千円
通勤手当	20,824千円	76千円
休日勤務手当	76,165千円	412千円
夜間勤務手当	11,913千円	52千円
管理職手当	37,205千円	642千円
管理職員特別勤務手当	207千円	12千円
児童手当	34,820千円	240千円

(7) 特別職の報酬の状況（平成29年度決算額）

区 分	報酬（年額）
管理者	45,000円
副管理者	42,000円
議 長	45,000円
副議長	42,000円
議 員	39,000円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間や休暇などは、草加八潮消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成28年条例第20号）及び草加八潮消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成28年規則第13号）で定められています。

(1) 勤務時間の概要

勤務の区分	毎日勤務職員	交替制勤務職員
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで 7時間45分（休憩時間を除く。）	午前8時30分から翌日の午前8時30分まで 15時間30分（休憩時間を除く。） （4週間を平均して1週間38時間45分勤務）
休憩時間	正午から午後1時まで	正午から午後1時まで 午後5時30分から午後6時45分まで 午後10時から翌日の午前6時までの間に 6時間 午前7時から午前7時15分まで
週休日	日曜日及び土曜日	4週間につき8日

(2) 時間外勤務の状況（平成29年度）

平成29年度の職員1人当たりの月平均時間外勤務時間は、11時間でした。

時間外勤務時間数			
実績月	時間数(単位：時間)	実績月	時間数(単位：時間)
4月	3,208	10月	2,758
5月	3,598	11月	2,480
6月	2,651	12月	2,609
7月	2,397	1月	2,841
8月	2,516	2月	2,475
9月	2,332	3月	2,423

※時間外勤務手当の支給対象職員に係る集計となります。

(3) 休暇制度の概要・種類

職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間があります。

年次有給休暇	1年度につき最高20日付与され、残日数は20日を限度として翌年度に繰り越しされます。前年度からの繰り越し分を含めると最高40日となります。
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇です。
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、忌引等の特別の事由により勤務しないことが相当である場合における休暇です。
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等が、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当である場合における休暇です。
介護時間	配偶者、父母、子、配偶者の父母等が、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当である場合における休暇です。

(4) 年次有給休暇の取得状況（平成29年度）

1人当たり平均取得日数
10.2日

(5) 育児休業等の取得状況

育児休業は、地方公務員の育児休業に関する法律に基づき、養育する子が4歳に達するまでの間、休業できる制度で、育児休業中の給与は無給となります。

また、部分休業は、養育する子が小学校就学の始期に達するまでの間、1日につき3時間以内で休業することができる制度で、部分休業中の給与は減額されます。

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	0人	0人
女性職員	5人	4人

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分は、勤務実績が良くない場合や心身の故障のために、その職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合など、その職に必要な適格性を欠く場合、職の廃止などにより公務の効率性を保つことを目的として、その職員の意に反して行われる処分のことです。

	平成29年度
分限処分の状況	0人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、命令・条例違反や職務上の義務違反、職務怠慢、その他全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に、任命権者が科す制裁のことです。

	平成29年度
懲戒処分の状況	1人

6 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、サービス上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

職務専念義務免除については、法律又は条例により免除の対象となる事由が規定されており、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合などに、任命権者の昇任を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

(3) 営利企業等従事許可の状況

職員は任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする会社等の役員を兼ねることや、報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事してはならないとされています。

平成29年度における許可件数	2件
----------------	----

7 職員の研修の状況

研修の実施状況

研修機関名称	区分	研修名称	人数
消防大学校	総合教育	幹部科	2人
	実務講習	NBCコース	1人
埼玉県消防学校	初任教育		14人
	専科教育	警防科	3人
		火災調査科	2人
		救急科	11人
		救助科	2人
	幹部教育	初級幹部科	3人
	特別教育	警防活動教育	2人
実科指導員教育		2人	
幹部特別教育		1人	
救急救命士養成課程	新規救急救命士養成課程		2人
自治人材開発センター	階層別 基本研修	中級研修	8人
		主査級研修	8人
		課長補佐級	3人
		課長級	3人
	階層別 選択研修	文書作成力向上	1人
		OJT推進研修（主査級）	1人
		メンタルヘルス	1人
		ソリューション・フォーカス	1人
		フォローアップ	1人
特別研修	第1回人づくりセミナー	1人	
市町村アカデミー	法務能力の向上A（基礎）		1人
	情報公開と個人情報保護		1人
自動車安全運転センター	消防・救急緊急自動車課程（消防車コース）		2人
	消防・救急緊急自動車課程（救急車コース）		2人
	安全運転管理課程		1人
その他の研修	消防長会に係る研修、救急に係る研修、各種資格取得に係る研修 など		

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の福利厚生制度は、主に「埼玉県市町村職員共済組合」によって実施されております。大きく分けて次の3つの事業が行われています。

事業名	事業概要
短期給付事業	組合員である職員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡等の給付
長期給付事業	職員の退職、障害、志望に対して年金又は一時金の給付
福祉事業	健康の保持増進事業、住宅貸付等

(2) 福利厚生制度に係る負担状況

共済組合事業の運営費用は、組合員である職員の掛金と使用者である消防組合の負担金で賄われています。消防組合の負担金の率は法定化されています。

平成29年度の負担金	422,307千円
------------	-----------

(3) 公務災害等の発生状況（平成28年度）

種 別		発生件数
公務災害	災害現場での負傷	2件
	その他の負傷	2件
通勤災害		0件